

特定非営利活動法人わいわい夢クラブ会員規約

第1条（本規約の範囲及び変更）

1. 本規約は特定非営利活動法人わいわい夢クラブ（以下「本クラブ」という）の会員に適用されるものとする。
2. 本クラブへの入会手続き完了後、会員は本規約を厳守する義務を負うものとする。
3. 本クラブは、合理的な範囲・方法により、会員個別の承諾を得ることなく本規約を変更でき、会員は予めこれを承諾するものとする。

第2条（入会の申込み）

1. 入会の申込みは、本クラブの定款の定める手続きを行うことで完了する。
2. 入会希望者が未成年である場合、事前に親権者の同意を得るものとする。

第3条（登録内容の変更）

会員は、入会の際に登録した事項について、変更があった場合すみやかに届出を行うこと。

第4条（退会）

1. 会員は、退会を希望する場合は退会届を提出しなければならない。
2. 退会に際し、年会費・参加費等の未経過分の払い戻しはしない。
3. 本クラブは、退会届受領後一定期間、会員の個人情報及び活動の参加履歴を保有し管理するものとする。

第5条（諸規則の遵守）

1. 会員は、本クラブの活動に関わる各施設規則を遵守する。
2. 会員は、本クラブの活動に関わる大分県や大分市、各競技団体、スポーツ少年団の定める諸規則を遵守し、本クラブの指示に従うものとする。

第6条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」という）やスタッフ、本クラブを誹謗・中傷すること
- (2) 他の方やスタッフへの暴力行為、恐怖を感じる行為、迷惑行為
- (3) 本クラブおよび利用施設の器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し
- (4) 刃物など危険物、高額な金銭・物の持ち込み
- (5) 他の会員への物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、宗教活動、署名活動
- (6) 本クラブの理念や定款に反する行為
- (7) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為

第7条（事故の責任）

1. 会員は、クラブの活動に際し、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。また、これに違反して盗難・傷害等の事故が起きた場合は、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. 本クラブは、クラブの活動中の傷害に対し、クラブ契約の保険範囲内でのみ対応するものとする。
3. 利用施設及び設備等を破損させ損害を与えた場合は、原則として自己の責任において弁償の処置をとるものとする。ただし、適正な範囲の使用において乗じた損害については、その都度協議して対応するものとする。

第8条（会員の資格）

1. 会員は、以下の項目に該当するときは、参加資格を喪失することがある。
 - (1) 本クラブの定款及び本規約に違反したとき
 - (2) 参加費を2ヶ月以上滞納したとき
2. 次の項目に該当する者は入会することができない。
 - (1) 暴力団員
 - (2) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主、実質的支配者の関係者
 - (3) その他、前各号に準ずるもの

第9条（活動の中止）

1. 本クラブは、大分市に特別警報・大雨警報・洪水警報・暴風警報が発表された場合、活動を中止する。
2. その他、小中学校に準じ対応する。

第10条（会員情報の利用）

1. 本クラブは、会員が入会・継続手続き等を行った際に知りえた情報において、以下の項目に該当する場合を除き、正当な理由なく第三者に対して開示しない。
 - (1) 法令により開示が認められている場合
 - (2) 法令により開示が求められた場合
2. 会員は、その個人情報を利用して本クラブがダイレクトメールやその他の方法で連絡することを予め承諾するものとする。

第11条（附則）

1. 本規約に規程のない事項については、その都度「特定非営利活動法人わいわい夢クラブ」の理事会で決定する。
2. 本規約は、令和2年10月20日から施行する。